

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県川口市本蓮四丁目 5 番 10 号  
氏 名 株式会社 FUJI  
代表取締役 佐藤 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 27 年 9 月 17 日

許可の有効年月日 平成 31 年 10 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（\*）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（\*）、鉱さい、がれき類（\*）、ばいじん 以上 16 種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

がれき類 以上 1 種類

※ 産業廃棄物の種類に（\*）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県川口市本蓮四丁目 2600 番 29 以上 1 筆（面積 3,372.95㎡）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年10月14日	指令廃指第1875号	新規許可
平成27年 3月26日	指令中環第625号	更新許可
平成27年 9月17日	指令産廃第633-1号	変更許可（「除く」2種類の追加、3種類の石綿含有産業廃棄物の追加）
平成28年12月 2日	—	変更届（保管施設の追加及び廃止）
平成29年 3月30日	—	変更届（「含む」5種類の「除く」への変更）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
がれき類 以上 1 種類	8.2 m <sup>2</sup>	1.6 m (屋外)	8.0 m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ×1個)

(以下余白)